

2 準備委員会等で用いる資料

(1) 集落法人Q & A

準備委員会は目的を持って集まり、議論することが重要です。テーマを決めて話し合いを進めるために、以下のQ & Aを行います。

一人が答えを考えるのではなく、準備委員全員で話し合い、答えを導きます。1回で答えが出なかったら、先に進んで振り返りながら最後まで行います。このQ & Aを最後まで行うことで、自分たちが設立する法人の大枠・方向性が見えてきます。

【法人の形態と目標】

No	検討事項	検討結果
1	法人設立の目的は何ですか。 スローガンはありますか。	
2	法人の組織形態はどうしますか。 (株式会社・農事組合法人)	
3	全戸参加型法人ですか、担い手型法人ですか。	
4	地域における担い手農家との関係はどうするのですか。	
5	法人の営農区域（法人の範囲）はどこまでですか。	
6	法人はいつ設立しますか。	
7	法人での営農はいつから開始するのですか。	

【加入の条件・運営等】

8	法人への加入の条件はありますか。	
9	利用権設定や作業委託契約の年限は決められていますか。	
10	引受ける水田の条件がありますか。	
11	すでに利用権設定されているほ場はどうなりますか。	
12	今すぐ加入せずに、先で加入することができますか。	
13	畦畔の草刈りは地主がするのですか、法人がするのですか。できないときはどうするのですか。	

14	水管理は地主がするのですか、法人がするのですか。できないときはどうするのですか。	
15	ため池や水路の維持管理はどうなりますか。災害が発生したときの復旧は誰が行いますか。	
16	水利組合の負担金は法人と地主のどちらが負担するのですか。	
17	法人の出資金はどのように負担するのですか、利用権設定と作業委託ではどのように考えますか。	
18	中山間地直接支払い制度と法人の関係はどうなりますか。戸別所得補償交付金はどうなりますか。	
19	出荷用野菜やアンテナショップ用の野菜を栽培していますが、そのほ場も利用権設定できますか。	
20	地代はいくらもらえますか、作業料金は営農組合と同じですか。	
21	法人経営が赤字になったらどうするのですか。 追加負担があるのですか。	
22	構成員の保有米、縁故米はどうなりますか。	

【機械・施設】

23	法人の機械、施設設備はどうしますか。	
24	営農組合の機械との関係をどうしますか。	
25	個人で現在まだ使用可能な農機具を持っていますが、どうするのですか。	
26	法人化に際して補助事業があれば取組みますか。	

【組織・労務】

27	法人にはどのような仕事がありますか。	
28	役員等組織体制はどのようにするのですか。	
29	高齢化が進んでいるが、オペレータの確保、一般労務の確保、法人の後継者育成はどうするのですか。	
30	法人化するには利用権設定の事務手続きが大変だと思うがどうするのですか。	
31	定款など取り決め事項、手続きはどのようにするのですか。	

【営農方針】

32	水稲以外の作物に取組みますか。	
33	育苗や乾燥調整はどうするのですか。 施肥や防除も法人が行うのですか。	
34	構成員以外から利用権設定や作業委託 の依頼があったらどうしますか。	

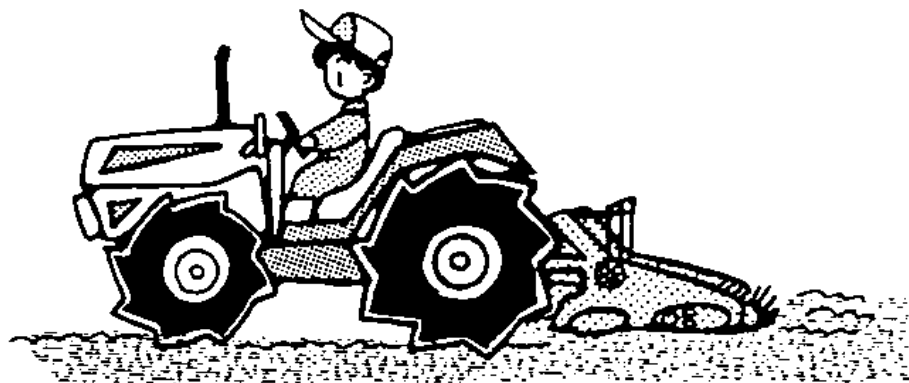
(2) 集落合意と発起人会への移行

集落法人Q & Aが完成したら、とりまとめを行い、法人のアウトラインを集約して集落にフィードバックします。

集落での合意が得られたら、発起人会へ移行します。

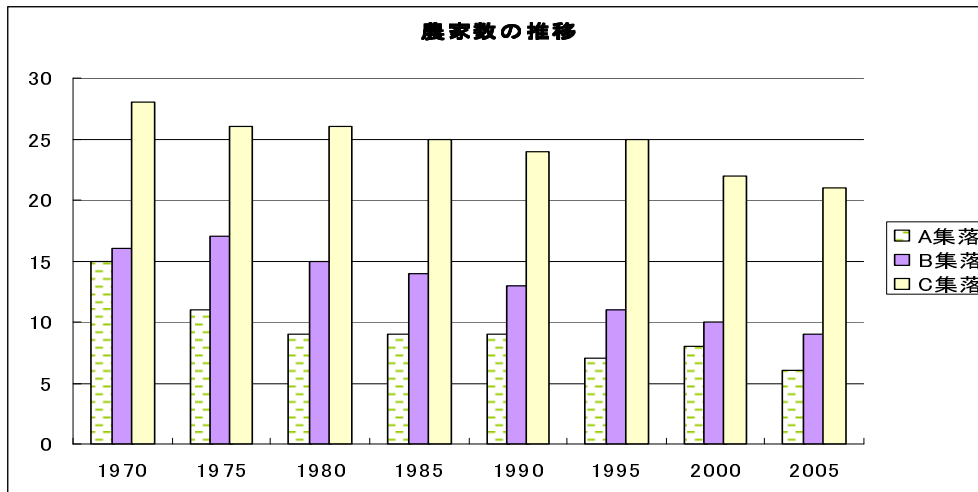
法人設立に当たっては、ゴール（目標設立時期）を決めて、そこから逆算していきながら、設立に向けた活動を行います。

目標設立時期としては、水稲作業前（12月～2月）や水稲収穫前（8月まえ）などです。肥料や農薬等の予約注文をする場合があるので、事前に集落の人に設立時期を知らせておく必要があります。

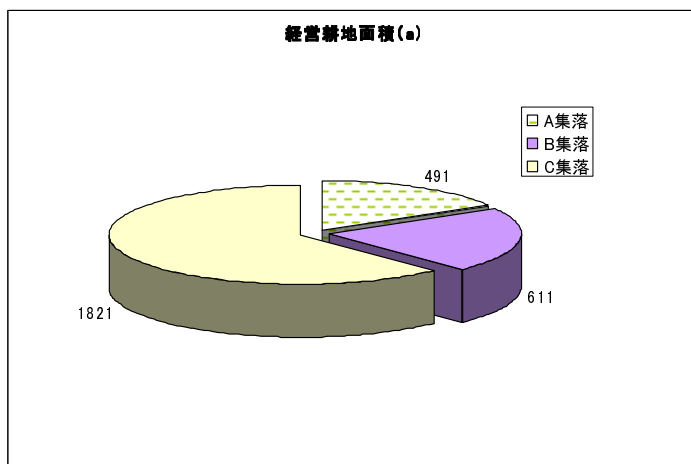


(3) 集落説明会で提示する集落データ

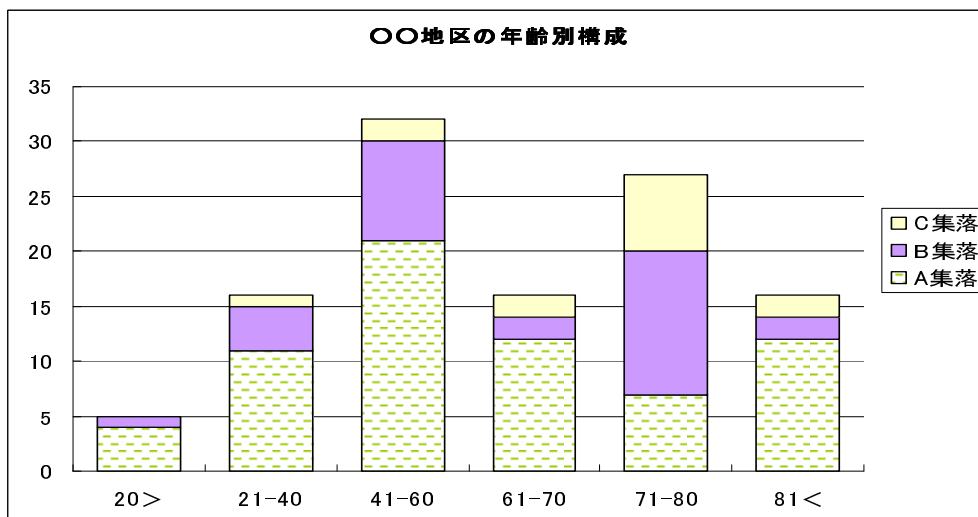
① ○○地区農家数の推移



② ○○地区の耕地



③ ○○地区の年齢構成



(3) 集落説明会でよく出る質問例

Q1 法人とはどういったものか。どうして作らないといけないのか。

- ・ 農業の形態を分類すると次のようになります。

個別経営

個別経営が集まった営農組織（農業集団、営農組合、機械利用組合）

農事組合法人

会社法人〔特例有限会社（新たな設立は出来ない）、合同会社、株式会社〕

- ・ 法人化するとは、個別農家が集まって（出資をして）、個別農家の集合体としての新たな経営体を立ち上げることです。
- ・ その経営体の生産基盤としての農地を、「新たな経営体」の法人へ個別農家が預けます（農業委員会へ届け、利用権設定します）。
- ・ 利用権設定された農地を基に法人は農業経営を行います（米代等の収益は法人の収入となりますし、当然、経費も法人が支払います）。
- ・ 法人の労働力は基本的に構成員が従事します。
- ・ 個別農家は農地の提供料金としての地代を法人から受け取ります。
- ・ 法人化の必要性ですね？次のように考えられます。
 - ① 米価の上昇が望めない状況で、米生産の採算がマイナスになり、個別の経営努力では限界に達しています（所得 200 万円を確保するには最低 6ha の規模が必要です）。
 - ② 農業労働年齢の高齢化とともに、採算性の問題もあり、耕作放棄地の増大が進み、集落としての生産基盤維持（水路補修、農道の管理、畦畔の管理等）が困難になりつつあります。
 - ③ そのことは、生産基盤だけでなく集落機能の維持にも影響を与えています。
 - ④ 従来の営農組合で想定した作業受委託のパターンだけでは解決できない状況になってきました（任意組織では利用権設定、小作契約が出来ません）。
 - ⑤ 以上のことを総合すると、個別経営の限界もあり、集落として農業を守る観点から集落法人の存在が重要となってきます。
 - ⑥ 集落で認定農業者が担い手として認知されているならば、担い手を核とした法人化（株式会社等）も考えられます。
- ・ 一般的に農業法人という場合、次のパターンが考えられます。

家族経営を法人化する



株式会社（旧有限会社）が一般的。
構成員 1 人以上

集落営農を法人化する

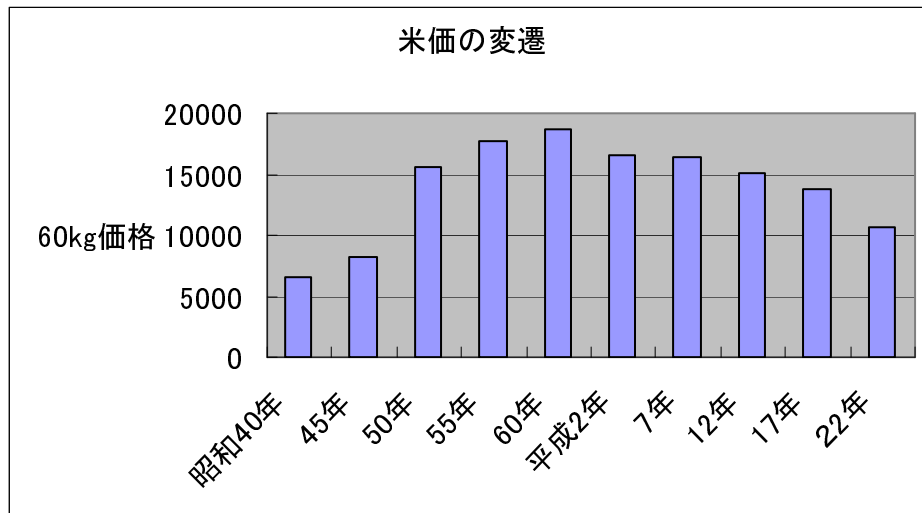


農事組合法人が一般的

Q 2 米価が下がってくれば、若い者に農業をやれとは言えない状況だ。いずれ限界があると思う、米が採算に合わないのはよくわかっている。どこまで現在のままで支えられるか心配だ。

- ・ はっきり言って、今の稲作を支えているのは農家経営と言う観点です。農外収入を前提とした資金サイクルの中で稲作を支えている、といっても過言ではありません。

(1) 米価の推移は次のとおりです。



- ・ 米の政府買入価格は平成 58 年～61 年の 18, 668 円をピークに下落を続け平成 22 年にはコシヒカリ 60kg 10, 600 円、約 40%も価格は下落しました。

(2) 収量と販売単価と所得の関係

米の収量と販売単価と所得の関係 (円/10a)

10a 収量	kg 販売単価					
	300	250	200	175	150	130
420	20,724	-276	-21,276	-31,776	-42,276	-50,676
450	29,724	7,224	-15,276	-26,526	-37,776	-46,776
500	44,724	19,724	-5,276	-17,776	-30,276	-40,276
550	59,724	32,224	4,724	-9,026	-22,776	-33,776
600	74,724	44,724	14,724	-276	-15,276	-27,276

経営費は 20 年米生産費調査数値(農水省中国ブロック) 105,276 円で試算した。

- ・ 経済性を考えるなら、上記の例から 60kg 当り 15, 000 円 (250 円/kg) で販売すれば単収 450kg 以上。同じく 12, 000 円 (200 円/kg) で販売するのなら単収 550kg 以上でないといけません。経済的な限界はここに位置します。
- ・ しかし、現実には単収 500kg 販売単価 60kg あたり 12, 000 円 (200 円/kg) 程度です。経営費 105, 000 円を賄うため、稲作以外から 10a 当たり 5, 000 円以上を注ぎこんで支えています。

Q 3 ^{ぜにかね} 銭金で農業はしていない、赤字は百も承知である。先祖から預かった田んぼを他人に任すわけにはいかない。

- ・ 我々の先祖は縄文時代より稲作を始めたといわれています。身体の中に稲作に対する崇敬の思いが沁みこんでいます。愛着を込めて農業を継続する農魂は絶やしてならないと思います。
- ・ 農業経営という観点で稲作を捉えて論議をするわけですが、稲作（農業）で純収益をあげなくても農外で収入を埋め合わせて家計を維持する考え方。働く場としての稲作（農業）に生きがいを求めることを否定はしません。
- ・ 集落法人は、その大切な先祖伝来の土地を個人ではなく、集落全体で守ろうとする制度です。
- ・ 個別では経済的にマイナスになる経営を、集落としてまとめることにより、個々の赤字幅を圧縮して経営体として何とか利益を見出そうとするものです。
- ・ 今、農村ではマイナス経営を維持するより、耕作を放棄することを選択する農家も多く見られます。これが進むと、水路や農道の維持が出来なくなり、集落そのものも存続が困難になるのではないのでしょうか。

Q 4 法人で大面積を集積しても転作対応をどうしようと思っているのか。

- ・ 生産調整は昭和 45 年から始まりました。当初 7%程度の調整面積が現在では 35%余の調整となっています。米の需給動向、国際情勢から見ても減反政策は継続されます。
- ・ 法人経営での余剰労働力を、生産活動に振り向けて収益の確保を図るのが第一義です。しかし、家族経営では労働費は所得の中にありますが、法人経営ではすべて労賃計算をすることになります。作目の選定、販路の確保、必要労働力の確保等研究をして取り掛かる必要があります。
- ・ 労力のかかる作目を大面積導入することは難しいことから、土地利用型作物を導入することも必要です。
- ・ 利用権設定をすることにより、畦畔の草刈、水管理の労力は地権者で対応する場合が多くみられますが、一般的には集落内で余剰労力が出ることになります。この労働力を換金作物へ振り向ける転作が各法人で模索されています。
- ・ JA 三次管内でもグリーンアスパラガス、丹波黒大豆、広島菜等に取組んでいます。
- ・ 県内でもキャベツ、ブロッコリー、イチジク等の栽培に取り組んでいます。
- ・ 特に園芸作物の場合には栽培技術に熟達したリーダーの存在も欠かせません。
- ・ 水田は稲を植えることを前提にほ場条件の整備をしています。転作をする場合、排水、雑草対策に悩まされるのは、そのとおりです。
- ・ 法人に面積を集約しても雑草対策は同じことです。しかし、個別でバラバラに転作していたのとは違い、転作ほ場を団地化しブロック・ローテーションによ

り連作を回避することが可能となります。大型機械により省力的な栽培体系（播種、防除、収穫等）をとることができます。

Q5 飯米だけは作りたい、長年百姓をやってきた。百姓としての楽しみがなくなり寂しい。することが無くなる。

田んぼを預けて農機具を売ってしまえば、百姓ではなくなるわけだね！

- ・ 寂しい話ですが、現実にはそういう見方も出来ます。しかし、現在の情勢では経済的に計算が合わないのが実情です。
- ・ 従来と同じ考えで外からの金を注ぎ込んで、農業を維持することが反対にやりきれない気持ちです。
- ・ 農業で生きてきた、農作業を生きがいとしてきた人達に効率論で話をするのは心苦しいことです。
- ・ しかし、稲作を中心とした水田作については、法人へ利用権設定をするわけですから、労力的には余剰が出てきます。この労力をアンテナショップでの少量多品目生産に活かすことは出来ませんか。
- ・ 自家用野菜を始め、生きがい対策のほ場を予め利用権設定から外しておいて、そこで農業生産を個人で対応することも考えられます。
- ・ 一方、法人として地域の労働力を活用して転作作物を導入し、その場面で生きがいを見出すことが出来るのではないのでしょうか。
- ・ 法人の作業もオペレータだけでは仕事が出来ません。集落の労働力を求める場面が出てきます。
- ・ だから、法人化したからといって百姓でなくなる必要はありません。労働力を活かす生産の場面を創ることが大切となりますし、そこに集落営農の魅力を見つけて出来ると思います。
- ・ JA 三次管内の法人設立地区では漬物祭りも開催されるなど、その地域独特のノウハウがあります。
- ・ 清流を活用したヤマメ、しいたけ、ブランド米、味噌加工、ほおづき、山村を活かした都市交流、休耕田を活用した和牛放牧等々、取り組む素材はいっぱいあります。

(4) 集落説明会で検討してもらおう事項

- ① 集落の今後の方向は
- ② 採算割れの稲作をどう支えるのか
- ③ いつまで持ちこたえられるのか
- ④ 集落・農地の維持をどう図るのか
- ⑤ 農業生産法人が必要なのか